



ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

労働災害（転倒災害）多発

令和7年1月に瀬峰署管内（登米・栗原地区）で発生した休業4日以上の労働災害発生件数を集計したところ、**昨年に比べて大幅に増加（前年同時期比：160%増）**していることが明らかとなりました。その原因の一つに**転倒災害の多発**が挙げられます。**1月に発生した13件のうち、7件が転倒による災害**でした。冬季特有の転倒を防止することに加えて、作業場内の段差、床面の状況等をチェックし、不安全な箇所が認められた場合には、速やかにリスクの軽減を図りましょう。裏面参照

宮城県内で令和7年1月に発生した休業4日以上の労働災害も前年に比べて増加しております（令和6年94件 令和7年123件 30.9%増）。

瀬峰署労働災害発生状況 令和7年2月7日現在

休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

	令和6年（同時期集計）		令和7年		前年同月増減			
	1月		1月		死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	5		13		8	160.0%		
製造業			2		2			
鉱業								
建設業	1		3		2	200.0%		
運輸交通業								
貨物取扱業								
農業								
林業								
畜産・水産業			1		1			
商業	2		3		1	50.0%		
金融・広告業								
映画・演劇業								
通信業								
教育・研究業								
保健衛生業	2		3		1	50.0%		
接客娯楽業								
清掃・と畜業								
官公署								
その他の事業			1		1			

労働条件通知書について

昨年4月に労働条件通知書により明示すべき事項が増えましたが、以前から使用している労働条件通知書を引き続き使用しているケースが少なからず見受けられます。**使用している労働条件通知書が法定の明示事項を網羅したものとなっているのかチェックしていただきたく思います。**

新しく追加される明示事項

1. 就業場所・業務の変更の範囲
2. 更新上限の有無と内容
(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)
+更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
3. 無期転換申込機会
無期転換後の労働条件
+無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

モデル様式等はこちらから



裏面に続く

転倒災害の防止についてについて

これまでに何度も転倒災害の防止について取り上げてきましたが、表面に記載のとおり状況ですので、今一度、転倒災害の防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

「滑り」による転倒災害の原因と対策

1 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

→従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する。

2 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

→水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底。

3 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)

→滑りにくい履物の使用。防滑床材・防滑グレーチング等の導入。

4 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

→雨天時等に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う。

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください。

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう。

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも

→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



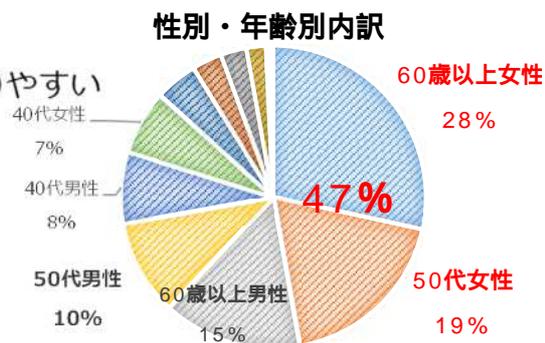
転びの予防
体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



ストレスチェックについて

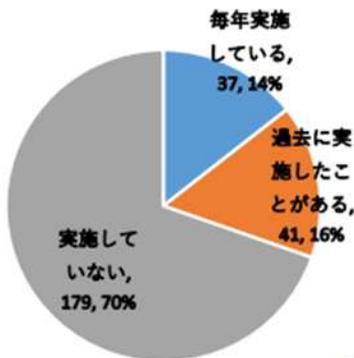
宮城県内の事業場におけるストレスチェックの実施状況（宮城労働局健康安全課調べ：令和6年）

全事業場



(件・%)

事業場規模50人未満



(件・%)

50人以上の労働者を使用する事業場につきましては、既にストレスチェックの実施が義務付けられておりますが、**今後、50人未満の事業場においても義務化される動きがあります（現時点では努力義務）**。50人未満の事業場におきましても積極的にストレスチェックに取り組まれますようお願い申し上げます。



宮城労働局ホームページ（メンタルヘルス対策）
メンタルヘルス対策に関する様々な情報を掲載しています。